六六六〇　気象観測機器
六六七〇　はかり
六六七五　製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
六六八〇　液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
六六八五　圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
六六九五　組み合わせた機器及びその他の機器
六七　写真用機器
六八　化学工業生産品
七一　家具
七二　家庭用及び一般用の備品及び器具
七三　調理用及び配膳用の機器
七四　事務用機器及び可視記録装置
七五　事務用品
七六　書籍、地図その他の出版物
七七　楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七九　清掃用器具及び清掃用品
八〇　ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八一一〇　ドラム及び缶
八一一五　箱、厚紙製の箱及びクレート
八一二五　瓶及びジャー
八一三〇　リール及びスプール
八一三五　包装用の材料
八五　化粧用品
八七　農業用品
九三　非金属加工品
九四　非金属原材料
九九　その他のもの

付表5　サービス

この協定は、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書MTN・GNS―W―一二〇）によって特定される次のサービスについて適用する。

（千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC））

五一
六一一一二
六一二二
六三三
六四二
六四三
七一二
七二一三
七二二三
七三

建設工事
自動車の保守及び修理のサービス（注1）
モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）
個人用品及び家庭用品の修理のサービス
食料提供サービス（注5）
飲料提供サービス（注5）
その他の陸上運送サービス（七一二三五（郵便の陸上運送）を除く。）
運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）
七四八
七五一二
貨物運送取扱いサービス
クーリエ・サービス（注2）
電気通信サービス
MTN・GNS―W―一二〇（対応するCPC）
2・C・h　七五二三　電子メール
2・C・i　七五二一　ボイスメール
2・C・j　七五二三　情報及びデータベースのオンラインでの検索
2・C・k　七五二三　電子データ交換（EDI）
2・C・l　七五二九　高度ファクシミリ・サービス
2・C・m　七五二三　コード及びプロトコルの変換
2・C・n　七五二三　情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八三一〇六から八三一〇八まで　農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注5）
八三二〇三　家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注5）
八三二〇四　娯楽用品の賃貸サービス（注5）
八三二〇九　その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注5）
八四　電子計算機サービス及び関連のサービス
八六四　市場調査及び世論調査のサービス
八六五　経営相談サービス（注5）
八六六　経営相談に関連するサービス（八六六〇二（仲裁及び調停のサービス）を除く。）（注5）
八六七　建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）
八七一　広告サービス
八七三〇四　装甲車による運送サービス
八七四　建築物の清掃サービス
八七六　こん包サービス（注5）
八八一四　林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）
八八四四二　出版及び印刷のサービス（注4）
八八六　金属製品、機械及び機器の修理のサービス
九二一　初等教育サービス
九二二　中等教育サービス
九二三　高等教育サービス
九二四　成人教育サービス
九四　汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
九六一一　映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一二（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

付表5に関する注釈

注1　特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2　信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。